**平成２９年度**

参考資料３

**第２回 工賃向上計画の推進に関する専門委員会　議事概要**

日　時：平成３０年１月２５日（木）１０時００分～

場　所：ホテルプリムローズ大阪　羽衣

出席者：

（委員）

與那嶺　司 神戸女学院大学 文学部 総合文化学科　教授

　西原　弘将 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部長

竹本　尚子 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 管理部長

野原　涼司 社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会　なにわの宮主任

松田　　亨 NPO法人三和福祉会　布施若草園施設長

八藤　博之 社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会　ふれあいの里代表

福田久美子 株式会社美交工業 専務取締役

中島　義晴 パナソニック交野株式会社　代表取締役社長

（工賃向上計画支援事業 受託事業者）

粟津　　浩 一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構

議題（１）工賃向上計画支援事業の進捗状況について

■平成29年度工賃向上計画支援事業の実施状況について（資料１）

　○委　員　　工賃引き上げ計画シートの提出率が第1回より下がっている理由は。

○事務局　　新規事業所の開設が多いこと、未提出者への催促を2ヶ月毎に行っていること、

また、3年計画の最終年度であることの３点が要因と考えられる。

計画シートの送付は、毎月大阪府から受託者へ提供される事業所のデータを元に行　う。受託者から新規事業者への送付は、開設の翌月に行うが、その後の未提出者への催促は事業所の体制安定等を考慮し、2ヶ月毎に行っている。特に１０月以降に開設した事業所は、12月に催促の連絡を行うことになるが、平成２９年度3月で工賃向上計画支援事業が一旦終了し、4月以降に新たな計画を作成することになる。そのため催促の連絡はしているが、平成２９年度中の提出は強く求めていない。

○委　員　　新年度、新たに大阪府の工賃向上計画を策定後、提出率の向上に取り組んでほしい。また、そのデータを市町村等と共有し、平成３０年度工賃向上計画支援事業の各メニューに反映できるようにしてほしい。

○事務局　　平成３０年度の工賃向上計画支援事業については、現在受託者を公募型プロポーザル方式にて選定中。提案項目に計画シート提出率の向上に関する内容も含めているので、参考にしていきたい。

また、市町村との情報共有は平成２７年度より行っており、平成３０年度も引き続き行う予定。今後は、より有効活用できるようにしていきたい。

■商品開発プロジェクト及びスウィーツプロジェクトの実施について（参考資料１―１）

○委　員　　商品開発プロジェクトについては、どのように対象事業所を選定しているのか。

○事務局　　府内の全事業所に対し、受託者からメールマガジンによりプロジェクトの実施を通知した。その後、参加申出があった事業所に対し、受託者がヒアリングを行い、事業所として体制が取れているか等を考慮し選定している。

○委　員　　両プロジェクトともに、参加事業所が少ないのではないか。

○事務局　　情報が伝わっていない可能性がある。予算の関係もあり、従来の郵送での案内から変更し、メールマガジン形式とホームページでの情報提供を行っているところ。ただし、全事業所が見ているか、また見ていても、担当者まで情報が届いているかはわからない。実際、プロジェクトを知らなかったという声もある。セミナー等を通して、情報は電子媒体で送付しているので積極的に見るよう伝えている。

また、プロジェクトを知っていても参加しなかったという事業所の声も聞いている。例えば、売れ筋商品や安定した販売先を持っているため両プロジェクトに魅力を感じなかったという事業所や、興味はあるが人員体制が取れないため参加できなかったという事業所がある。

○委　員　　内職を中心とした事業所も多いため、製菓以外でもプロジェクトを展開してほしい。

○事務局　　平成３０年度は、企業と連携した商品開発のプロジェクトを行う予定。製菓だけでなく、幅広い商品の開発をしていく予定。

また、兵庫県が主催する「スウィーツ甲子園」に参加することで、販路拡大に向けた取組みを支援するスウィーツプロジェクトでは、大阪大会に3事業所、4商品のエントリーがあった。その中でグランプリを受賞した「就労支援事業所くらし工房けいはん」の『麩わりん』が大阪府代表として関西大会に出場し、事業所のプレゼンテーションが高く評価され、参加６府県中、見事、準ブランプリという結果になった。関西大会での準グランプリは、過去最高の順位。

○委　員　　準グランプリは支援者、利用者にとって仕事へのモチベーションが上り、嬉しいこと。ただ、こちらも商品開発プロジェクト同様に参加者が少ないことが課題。事業所が商品開発プロジェクトに参加することで得た効果を伝えていくべきではないか。事務局の説明にもあったとおり、参加者が増えるよう、事業所に周知を続けてほしい。

■販売機会の拡大について（参考資料１－２）

○委　員　　この件数は、府が把握している件数か。

○事務局　　件数は、工賃向上計画支援事業の中で開催した件数を掲載している。大阪府が把握し　　　　　ていても、事業所が独自に開催しているものは掲載していない。

○委　員　　工賃の向上には、売上げの向上が不可欠。例えばモノレールのような、多くの人が来　　　　　る場所での開催をもっと増やすような取組みを行ってほしい。

　○事務局　　モノレールでの販売会は今後とも続けて生きたい。平成３０年度商品開発プロジェクトで連携する企業や、公民連携等で既に繋がりができている企業へ、今後、協力依頼を行っていく予定。

■大阪府庁内アンテナショップの運営及び来年度の出店募集について（参考資料１－３、１－４）

○事務局　　アンテナショップの今年度の売上については、参考資料１－３のとおりとなっており、本館で営業していた「まちのパンやさん」の時と比較して、大きく売上が伸びている。

なお、現在、参考資料１－４のとおり、来年度の出店募集を行っているところ。

○委　員　　売上げが安定しているようで良かった。今後も、顧客ニーズを捉え、飽きられないよ　　　　　う工夫を続けてもらいたい。また、工賃実績調査の際、参加事業所の工賃の傾向を調べてほしい。参加すれば工賃が上がるとなれば、参加事業所が増えると考えられる。

　○事務局　　工賃実績が確定するのが毎年夏ごろのため、以降の委員会で報告する。

議題（２）工賃向上計画支援事業の取組方針について

■第5期障がい福祉計画に定める成果目標につて（資料2）

○事務局　　第4次大阪府障がい者計画の最重点施策のひとつに、障がい者の就労支援の強化を掲げており、成果目標として『一般企業への就職は難しいが、働くことを希望する障がい者』に対し、就労継続支援Ｂ型から支払われる月額平均工賃額の向上を位置づけている。計画において、平成32年度の目標平均工賃月額を14,200円に設定している。

なお、この目標は、府内の各就労継続支援B型事業所が設定した目標工賃の平均額としている。

○委　員　　実現の可能性はあるのか。

○事務局　　各事業所が設定した金額なので、工賃引き上げ計画シートと連動した支援を行い、目　　　　　　標達成を目指す。

■工賃向上を進めるための平成３０年度の取組について（資料2）

○事務局　　国の指針に基づき、工賃向上支援事業を実施する。平成30年度の主な取り組みとしては、先ほどご説明させていただいたとおりで、企業と連携し、共同で製品開発を行う支援を実施したいと考えている。

○委　員　　販路の拡大までを企業とともに行うということか。

○事務局　　その予定。

○委　員　　企業の販路を活用できるのはありがたい。期待している。

■大阪府の工賃実績の状況及び市町村別月額平均工賃について（資料２）

○事務局　　平成28年度の大阪府の月額平均工賃は、11,209円。全国平均は厚生労働省で現在集計中。

就労継続支援Ｂ型事業所の月額平均工賃の分布を見ると、グラフ全体がより高額に推移しており、各事業所の工賃向上の意識が高まっていることがわかる。平成18年度と平成28年度とを比較すると、約30％の伸び率となっている。中でも、平成28年度の実績額が、府の計画に定める目標工賃額13,900円を上回る事業所が３１事業所あり、3万円以上の実績がある事業所は、平成18年度は１％未満だったところ、平成28年度は４％に上昇している。

　○委　員　　事業所全体での意識が高まっているのは良いこと。

○事務局　　市町村ごとの平均工賃で最も高いのは泉南市で、18,456円。９事業所が存在し、

各事業所の作業内容はクリーニング・製菓・パン・農作業等。地域の企業との連携を積極的に実施していることが高工賃に繋がっていると考えられる。

最も低いのは柏原市で、6,139円。4事業所が存在し、主な作業内容は下請け作業。市町村間で実績額に差が大きいことから、引き続き優先調達法に基づく官公需の発注に積極的に取り組むよう、市町村へ働きかけをしていく。

■「目標工賃額の比較」と低工賃である事業所の実態調査について（参考資料２－１～２－３）

○事務局　　平成29年度時点の障がい福祉計画の目標値13,900円と府内事業所の目標工賃額の平均に差額があることから、目標値を達成するのは厳しい状況。

工賃額3,000円を下回る事業所が要因の一つであると考え、Ｂ型の指定を受けて2年以上かつ3000円以下の工賃額である11事業所にヒアリングを行い、実態を把握した。

「工賃実績比較」では、平均工賃は3,000円以下である一方、高い工賃を支払う利用者がいる事業所も多いことから、低い工賃しか支払えない運営状況ではなく、利用者の通所が確保できれば、適正に工賃を支払うことが可能であることが確認できた。

対象事業所には、本来の事業目標である工賃向上を目指しつつ、社会資源としての役割を果たしてほしいことを伝えている。

○委　員　　実際に、事業所へ毎日通うことができない精神障がい者を知っている。彼らは、まず外に出ること、事業所に通うことが大切。その役割を担うＢ型があっても良いと考える。今回の調査で大阪独自の低工賃の理由が見えた。こういった社会資源としての役割を担う事業所は、工賃実績調査の対象から外せないのか。

○事務局　　今回のヒアリング結果を受けて、大阪府から厚生労働省へ、週3日以上通所してい

る利用者のみを対象にできないか、質問をしているところ。回答はまだないが、対象　　を変えれば、大阪府全体の工賃は上がると考えている。

議題（３）農と福祉の連携（ハートフルアグリ）促進事業について

■トライアル促進事業の事業報告について（資料３）

○事務局　　９件の実習を行い、成果と課題が見えてきた。次年度も継続して事業を行いたい。支　　　　援者と受入れ農家の両者のスキルアップが今後の拡大に繋がると考えている。今年度、初めての事業実施で見えた課題もあるので、平成３０年度事業では対策をしていきたい。

○委　員　　受入れ農家が、事業所から同行する支援者に対し、農業に関するノウハウを教えているとのことだが、農家が障がい者に直接教えることはないのか。

○事務局　　農家のほとんどが、障がい者を初めて受入れた。どう伝えていいのか、どのような配　　　　　慮が必要なのかわからず不安との声が多かったので、今回は農家と障がい者の間に、必ず支援者が入る体制を取った。

○委　員　　支援者が農業スキルを身につけるのは今後の支援に活かせると思う。一方で、支援者が常に間に入ってしまうと、農家に障がい者雇用のノウハウが蓄積されない。最終的に受入れるのは農家なので、農家が障がい者を受入れるための支援がないと、継続的な事業、就農に繋がらない。一般企業でも、企業の障がい者雇用のノウハウがないと続かない。今後は農家への支援が必要になってくると思う。検討願いたい。

議題（４）地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について

■認定基準設定の経緯と基準について（参考資料４）

○事務局　　今回の認定基準の趣旨は、３号随契が可能となる対象範囲を拡大し、行政の福祉化

のさらなる推進を図る、というもの。

特例子会社、障がい者施設の共同受注窓口等は、障害者優先調達法では対象とされているものの、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の対象になっていなかった。

地方自治法施行令の「知事が事業所等の追加認定をすることができる規定」を用いて、特例子会社、障がい者施設の共同受注窓口等を「障がい福祉サービス事業所に準ずる者」と認定し、３号随契対象として範囲を拡大する。

認定基準の設定にあたり、平成２９年９月に、本委員会委員長にも参加いただいた、この委員会の親会である就労支援部会において、部会委員の意見を聞き、11月6日から12月7日まで、パブリックコメントを実施したうえで、１2月２２日に府としての認定基準を公表した。

■認定方法及び認定の可否について（資料４）

○事務局　　認定を受けようとする事業者は、認定申請書に、必要な書類を添えて知事に提出し、

２人以上の学識経験を有する方の意見を伺ったで、認定の可否を決定することとしている。

基準の公表と同日付で、認定を受けようとする事業者からの受付を開始したところ、資料４に記載の５件の申請を受付けた。

このうち、共同受注窓口以外の３件の認定は、平成２９年３月15日から22日の間に、就労支援部会委員に持ち回りで意見を伺い、認定可となっている。共同受注窓口の２件については、当委員会で意見を伺い、認定の可否を決定したい。なお、当委員会において、今後、必要がある場合は、持ち回りで委員の意見を聞くことができる旨、運営要綱の第５条に追記した。

○委　員　　実績もあり、問題ないと考える。要綱についても、了解した。

○事務局　　共同受注窓口２件も認定可とする。今後、この申請５件については、府HPにおい

　　　　　て公表を行う。

以上